

# 風水害発生時の避難行動における 新型コロナウイルス感染症対策

問合先 防災安全課防災安全グループ(☎84-5035)

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっています。

また、災害時には断水により手指の流水洗浄ができない可能性があり、避難所など密集した環境下での集団生活等により、新型コロナウイルス感染症やノロウイルス等による感染症胃腸炎などの感染が拡大するリスクが高まります。

こうしたことから、市が行う避難所対策のほか、皆さんの日ごろの準備や災害発生時の避難行動も変わってきます。これまでの対応と何が変わるのかをしっかりと確認し、災害に備えましょう。

## 災害に備えて…

- ①浸水想定区域等に自宅が入っていないかを確認しましょう。
- ②指定避難所等の場所を確認しておきましょう。
- ③健康チェックを行いましょう。  
特に発熱等症状がある人は、朝・夕の測定結果の記録をお願いします。
- ④非常持ち出し品等の確認

日ごろから災害に備えて準備しているものに、次の用品を加えましょう。  
マスクまたはマスクの代用品、ウェットティッシュ、体温計、消毒液など



出典：財団法人消防科学総合センター

※避難する前に感染者が発生している地域で行動した人、発熱等の風邪の症状や強い倦怠感のある人、基礎疾患のある人または健康状態に不安のある人などは、事前に次の窓口へご相談ください。

- ・三重県鈴鹿保健所(☎059-382-8672)
- ・三重県医療保健部薬務感染症対策課(☎059-224-2339)

## 避難情報と取るべき行動

市では、「発令する避難情報・対象地域・その時に取るべき行動」などの避難情報を緊急速報メール、かめやま・安心めーる、市ホームページ、ケーブルテレビ(文字放送、L字放送)、防災行政無線(関地区)、広報車により、皆さんにお知らせします。

※避難情報の内容は、従来と変わりはありません。

警戒レベル	市民が取るべき行動	亀山市からの発令
5	すでに <b>災害が発生</b> している状況です。命を守るため <b>最善の行動</b> をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> ※可能な範囲で発令します。
4	<b>避難先へ緊急に避難</b> してください。 避難先への移動が危険な場合は、 <b>近くの安全な場所や、自宅内の安全な場所へ緊急に避難</b> してください。	<b>避難指示(緊急)</b> ※緊急的または重ねて避難を促す場合などに発令します。
	<b>速やかに避難先へ避難</b> してください。 避難先への移動が危険な場合は、 <b>近くの安全な場所や、自宅内の安全な場所へ避難</b> してください。	<b>避難勧告</b>
3	避難に時間のかかる <b>高齢者の人などは、避難を開始</b> してください。 その他の人は <b>避難の準備</b> を進めてください。	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>
2	避難に備え、避難先や経路など避難行動を確認してください。	<b>洪水注意報・大雨注意報</b> (気象庁が発表)
1	災害への心構えを高めてください。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発表)

## 避難情報を聞いたら・・・

直ちに親族・知人宅等への避難または指定避難所(指定緊急避難場所)への避難、在宅避難等の避難行動を取ってください。

※避難先は、市指定の避難所(避難場所)だけではありません。あらかじめ避難可能な安全な親族・知人宅等を考えておきましょう。

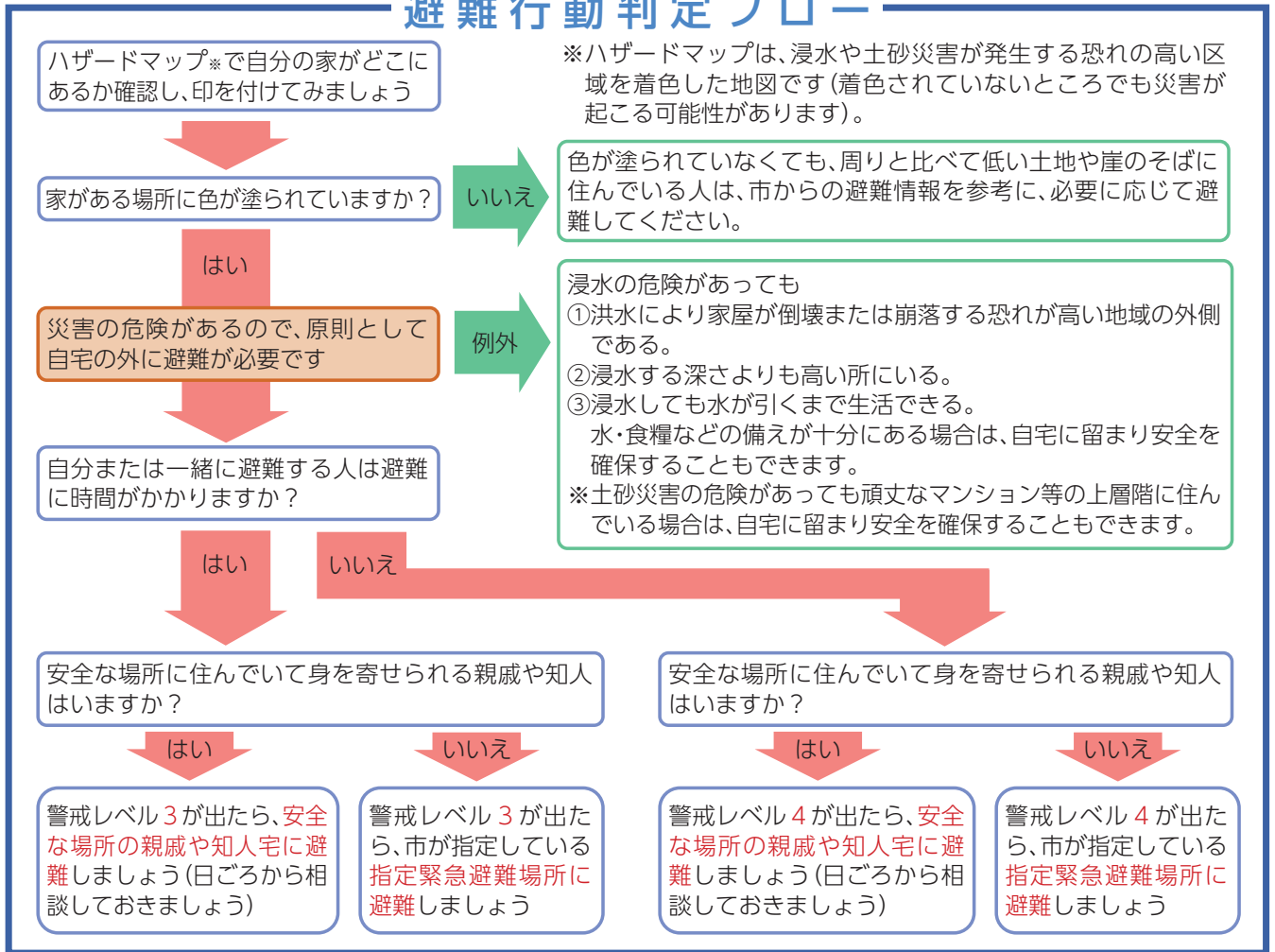


平時に確認！必ず取り組みましょう

台風・豪雨時にハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認しましょう。

### 避難行動判定フロー



※避難情報は、必ず指定避難所(指定緊急避難場所)への避難を求めるものではありません。

そのときに応じて、適切な避難行動を取ってください。

※避難情報が発表される前に避難しなければならない場合もあります。周辺で土砂崩れが起きた場合などは、自らの判断で避難行動を取ってください。

### 指定避難所(指定緊急避難場所)の開設

指定避難所(指定緊急避難場所)の開設は、避難情報の発令とともに行います。その際は、次のような対策を講じる予定です。



#### 主な対策

- ・避難所の各所に、消毒液等を設置します。
- ・入口で、受付・問診・体温測定等を行います。
- ・発熱がある人、健康状態に不安のある人等には、専用のスペースと動線を確保します。
- ・避難所開設中は、可能な限りの換気、消毒清掃等を行います。
- ・避難所における3密(密集、密閉、密接)を避けるため、指定避難所に加え、その他の避難所(コミュニティセンター等)を開設し、対応を行う場合があります。

※災害発生状況等により、避難情報発令に関わらず開設する場合があります。